

監査公表第 19 号（令和 6 年 6 月 7 日、県公報第 502 号登載）

本庁定期監査結果に基づく措置通知（令和 5 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した本庁定期
監査の結果（令和 6 年 3 月 26 日 5 監総第 936 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の
通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 7 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

福岡県監査委員 塩川正一殿
同 世利洋介殿
同 森行一殿
同 大島道人殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月26日5監総第936号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部 中小企業振興課	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて657,509,481円増加している。	収入未済額の縮減に向けて以下の取組を引き続き実施し、一層の回収を図る。 ・事業継続中の延滞先に対しては、担当者が定期的に経営状況を把握し、償還を指導することにより、回収額の増額を図る。 ・事業を休廃止している延滞先に対しては、債権管理調査員を活用し、連帯保証人への督促や担保物件の処分を行うことにより、延滞債権の回収を図る。 ・回収が困難な債権については、徴収停止措置や不納欠損処理による債権整理を迅速に進める。 また、新たな収入未済の発生を防ぐため、貸付先に対して、以下の支援策を講じる。 ・中小企業診断士の診断結果を活用して経営改善を支援していく。 ・返済条件の変更や履行期限の延期により、償還を継続できるよう支援していく。

<p>保健医療介護部 生活衛生課</p>	<p>食品衛生責任者実務講習会運営業務の委託料について、契約書に基づき、請求書を受領してから30日以内に支払うべきところ、これが遅延していた。</p>	<p>所属長は、職員に以下の取組を行うよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当係長は、契約（支払）状況一覧表（契約日、支払日及び会計課持込日を記載したもの）を作成すること及び係内スケジュールに支払に係る事務作業の進捗を入力することで、進捗管理を徹底する。 ・担当者及び上司は今回の事案を受けて、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。
<p>福祉労働部 子育て支援課</p>	<p>「子育て応援の店」推進事業業務委託契約において使用するはがきについて、以下の事務が適正でなかった。</p> <p>① 令和2年度に使用するはがきについては、令和2年度に予算を計上するか、もしくは令和元年度予算の繰越承認を受けるべきところ、これを行わず、令和元年度予算の執行残により購入していた。</p> <p>このはがきについては、支出の決裁とは別に、令和元年度の執行残で購入する旨の方針伺いを課長が決裁しており、課として不適正な事務を行っていた。</p> <p>また、令和3年度に使用するはがきについても、同様に令和2年度予算の執行残により購入していた。</p> <p>【令和元年度、令和2年度】</p> <p>② 委託事業者が使用しなかったはがきを委託期間内に戻させず、年度を超えて預けたままにしていた。</p> <p>【令和3年度、令和4年度】</p> <p>③ 委託事業者との受渡しに係る受領書等の確認書類を作成していなかった。</p> <p>【令和2年度～令和4年度】</p>	<p>所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部で使用している会計事務チェックシートを一部見直し、「事業に使用する物品は、会計年度独立の原則に基づき適切に計上された予算で購入しているか」、「事業者に預けた物品については、返却されているか」を追記し、これに基づき事務処理を行う。 ・委託事業者に物品を渡す際には、新たに作成した受領書を用いる。 ・仕様書の「県と協議の上、決定すること」については、協議が整い次第、変更契約又は覚書等の作成により、文書として残す。 ・担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

	<p>④ 仕様書には、はがきを購入して調査する旨を明記しておらず、別途協議の上、決定するとしていたが、その協議、決定した事項を文書にしていなかった。</p> <p>【令和2年度～令和4年度】</p>	
<p>福祉労働部 子育て支援課</p>	<p>令和3年度及び令和4年度の「子育て応援の店」推進事業に係る委託契約について、調査で使用するはがきの購入代金を含めて予定価格の積算をしていたにもかかわらず、県で別途購入したはがきを委託事業者提供していた。</p> <p>なお、仕様書には、はがきを購入して調査する旨を明記しておらず、委託事業者はその旨を認識させていなかった。</p>	<p>所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部で使用している会計事務チェックシートを一部見直し、「予定価格調書の内容が仕様書と整合しているか」、「委託内容について、委託事業者との間に認識の相違がないことを仕様書の記載内容に沿って十分に確認したか」を追記し、これに基づき事務処理を行う。 ・担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。
<p>農林水産部 畜産課</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う畜産関係車両消毒業務委託について、過去2年間の履行実績により契約保証金を免除する場合、種類及び規模を同じくする2件以上の履行実績を確認し免除すべきところ、種類及び規模を同じくするとは認められない1件を含む履行実績により免除していた。</p> <p>また、変更委託で契約金額を3割以上増額した際は、増額した金額で契約保証金の免除要件を満たしているか確認し、財務規則第170条各号で契約保証金を免除できない場合、契約保証金を徴収する必要があるが徴収していなかった。</p>	<p>所属長は、契約保証金の免除について、職員全員に財務規則及び会計事務研修会資料により確認を行うよう指示し、以下の取組により再発防止を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納員は、会計事務チェックシートを活用し、契約締結の決裁時に担当者、担当係長及び出納員による確認を徹底する。 ・担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
環境部	<p>雑入（行政代執行に係る徴収金）の収入未済額が、前年度に比べて5,430,202円減少しているものの、依然として多額である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件の収入未済は、産業廃棄物処理業者の不適正処理により生じた生活環境保全上の支障のおそれを除去するために実施した行政代執行費用に関するものである。 ・行政代執行事案が新たに発生しないよう、不適正処理の未然防止、早期是正を図るため、保健福祉環境事務所とともに監視指導課職員も立入検査を行う機会を設けるなど産業廃棄物処理に対する監視指導体制を強化した。 ・継続的に滞納者の財産調査を実施し、新たに判明した財産の差押えや一括納付が困難な滞納者からの一部納付等により、収入未済縮減に努めている。
建築都市部	<p>住宅管理使用料の収入未済額が、前年度に比べて11,429,594円増加している。</p>	<p>住宅管理使用料の債権回収については、引き続き以下の取組を行い、収入未済額の減少を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者に対しては、家賃の滞納を未然に防止するため、入居説明会や、入居後に配布する県営住宅だよりを通じて、口座振替制度の周知を行い、その積極的活用を促進する。 ・家賃滞納者に対しては、文書に加え、夜間の電話や訪問による督促を実施するとともに、滞納者の事情に応じて分割納付を認め、滞納家賃の徴収に取り組む。 ・退去した滞納者の家賃回収については、業務を委託している弁護士法人の履行状況の把握を徹底し、回収強化に取り組む。